

感染症対策指針

姫路赤十字病院在宅ケアセンター

1. 基本方針

姫路赤十字病院が運用する在宅ケアセンター（居宅介護支援事業所と訪問看護ステーション）は、利用者及び職員等（以下、「利用者等」という）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう、本指針を定めるものである。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりである。

- (1) 利用者及び職員にも感染がおこり、媒介者となりえる感染症集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染性メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- (3) 血液、体液を介して感染する感染性肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3. 感染対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- (1) 事業所における委員会の運営責任者を管理者とし、当該者を以て「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という）とする。
- (2) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一緒にする場合がある。
- (3) 委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。
- (4) 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議する。
 - ①事業所内感染対策の立案
 - ②指針・マニュアル等の整備・更新
 - ③利用者及び職員の健康状態の把握
 - ④感染症発生時の措置（対応・報告）
 - ⑤研修・教育計画の策定及び実施
 - ⑥感染症対策実施状況の把握と評価

4. 平時の対策

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、職員が感染源になる事を予防し、利用者及び職員を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - ①利用者の健康管理
 - ②職員の健康管理
 - ③標準的な感染予防策
 - ④衛生管理
- (2) 職員教育を組織的に浸透させていくため、設置主体病院で2回/年以上開催されている感染研修を職員全員受講する。
- (3) 平時から実際に感染が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に1回/年以上の「訓練（シミュレーション）」を定期的実施する。

5. 感染症発生時の具体的対応

- (1) 感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先する。そのために、迅速に以下の措置を講じる。
 - ①発生状況の把握
 - ②感染拡大の防止
 - ③医療措置
 - ④市町村への報告
 - ⑤保健所及び医療機関との連携
- (2) 感染拡大の防止として、以下の防止策を実施する。
 - ①生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
 - ②消毒
 - ③ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ④濃厚接触者への対応など

6. 当指針の閲覧

職員・利用者及びその家族をはじめ、外部の人に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、ホームページに公開する。

附則

この指針は、令和7年9月1日より施行する。